令和6年度 第3回 射水市特別職報酬等審議会 議事概要	
日 時	令和7年 月 5日(水)  7時30分~ 9時00分
場所	射水市役所本庁舎3階 302会議室
議題	I 市長、副市長及び教育長の給料の額について
	2 市議会議長、市議会副議長及び市議会議員の議員報酬の額について
	3 行政委員の報酬の額について
出席者	楪葉会長、朝倉委員、岡野委員、田仲委員、牧田委員、松尾委員、宮田委員(職務代理)、
	米澤委員
欠席者	なし
会議形態	非公開
会議次第	l 追加資料の説明
\\ \++ <i>T</i>	2 議事の審議
決定事項	・議長、副議長、議員の報酬の額 → 据置き
	・市長、副市長、教育長の給料の額 → 据置き   ・行政委員の報酬の額 → 据置き
	・第4回は、令和7年1月22日(水) 午前10時00分から開催する
議事	【主な審議内容】
	《議長、副議長、議員の議員報酬について》
	(議員報酬について増額改定するとした場合のたたき台)
	案A R6 人事院勧告に準じて改定した本市の部長級職員の平均給料月額相当額とす
	る場合 → 議員報酬:458,000 円(31,000 円の増、改定率 107.2%)
	案B 前回報酬審議会(H27 年度)における議員報酬月額と本市部長級職員の平均給料
	月額相当額との比率を R6 年度の報酬月額に適用させる場合
	→ 議員報酬:453,000 円(26,000 円の増、改定率 106.1%)
	案C R6 人事院勧告に準じて改定した本市の部長級職員の平均給料改定率で改定す
	る場合
	→ 議員報酬: 432,000 円(5,000 円の増、改定率 101.2%)
	これらのほか、審議次第により「据置き」も有り得る。 
	  ・ 本来の議員の報酬というのはどうあるべきか、議員の役割は本来どうあるべきかを
	少なくとも審議会で明確にしておかないと理解は得られないのかなと思う。
	・ 報酬なのか給与なのかを明確にしないといけない。議員に立候補するというのは、
	お金の問題ではないと個人的に思っており、志があって然るべきだろうと思う。

- ・ 議員の報酬と定数は別次元の話であるが、県内呉西3市では、定数削減で可決しており、3市のように定数をどうするとした上で、議員報酬を当局に投げかけた方が、 一般的に理解しやすいのではないか。
- ・ 議員の本来の報酬、本質とは何かを立ち返らないと間違った方向へ行ってしまうと 思う。生活に厳しいから上げてもらわないといけないでは、理解されないであろう。
- ・ 地域振興会の役員を対象に議会報告会が行われたが、もっと広く市民に報告される べき。
- ・ 物価が上がり、世の中に変化があったから議員がどう忙しくなったのかという繋が りが分からない。先ほども議員の活動量や活動状況という話もあったが、それがどう 変化したのか。
- ・ 複雑化・高度化・多様化しているのは事実。でも問題は、それに対応しきれている かどうかという観点が大事である。
- ・ 議員定数と報酬が別というのは分からなくはないが、納得できない部分があって、 引き続き適正な議員定数について検討していくことの宿題を投げかけ、据置きでもよ いと個人的には思う。
- ・ 議員定数と報酬は切っても切れない関係かと思う。とはいうものの、物価上昇も事 実なので、一定程度考慮すると据置き又は案 C と感じた。
- · 附帯意見に、引き続き適正な議員定数についての検討に努めていただくことを盛り 込むことは、必要だと思う。
- 市長報酬の何分のいくつというのが本来の姿だと思う。
- ・ 報酬と給与とは違うので、そういう意味では、別に案 ABC の考え方にこだわる必要はないと思う。4500 円アップでもいいし、根拠を示す必要はないと思っている。
- · 全国市議会議長会が出した部長級と同額程度という考え方は、私は理解できない。 部長級と議員がやっている仕事は異質だと思う。
- ・ 適正な議員定数の見直しについて結論が出ていないのに報酬だけというのは違うと 思うので、据置きという考えである。
- ・ 具体的な算定基準を定めないと、後々同じ議論が繰り返されるだけだと思う。抽象 度の高いものよりも具体的なものを定めるべきという意味合いでは据置きだと思う。

- ・ 附帯意見としては、議員の報酬を何ではかるのかを明確に検討していかないといけない。射水市が良くなればそれだけ議員が仕事しているということなので、そのような調査を本来やってもいいと思う。
- ・ 議員報酬の額については据置きとし、附帯意見として、引き続き議員定数について の検討に努めていただく旨、議員として市民に対して目に見える活動を行っていただ きたいという文言を入れてほしい。

## (審議結果)

・ 議員の報酬月額については、据置きとし、議長、副議長の報酬月額についても、現 行の議員報酬との比率を維持し、据置きとする。

議 長:515,000 円 副議長:456,000 円 議 員:427,000 円

## 附帯意見として、

- ・議員定数の在り方についての検討
- ・議員の活動の可視化
- ・議員報酬等をどのような物差しではかるのかを検討する機会の設置以上、3点を附帯意見として整理することとする。

《市長、副市長、教育長の給料について》

(市長等の給料について増額改定するとした場合のたたき台)

案A R6 人事院勧告における国家公務員の指定職の給料改定率で改定する場合

- → 市長の給料: 936,000円(10,000円の増、改定率 101.1%)
- 案 B 前回報酬審議会(H27 年度)における市長の給料月額と議員報酬月額との比率を 今回改定するとした場合の議員の報酬月額を基に適用させる場合
  - → 市長の給料:926,000円(据置き)
- ・ 市長は24時間365日、時間に捉われず活動されており、その活動量については、昨年の能登半島地震における災害対応等激増したとも言えるし全体の活動量としては、一定の高い水準で推移していると思う。
- ・ 議員の報酬月額が据置きで、市長等の給料月額を上げるというのは、いかがなものか。

(審議結果) 市長の給料月額については、据置きとし、副市長、教育長の給料月額についても、現行の市長の給料月額との比率を維持し、据置きとする。

市 長: 926,000 円 副市長: 754,000 円 教育長: 670,000 円

## 《行政委員の報酬について》

- · 行政委員等は専門性があり、多様化する中で、非常に高度な判断をしているという ことは、認めるべきではないか。
- ・ 専門性も高度で、法律も変わっており、IO年前と全く違う中で新しいことを吸収してやっていかないといけないのが現状だと思うので、本当に据置きで良いのかという疑問点がある。ただ、どのように算定するかという課題があると思っている。

(審議結果) どのように算定するかという課題があるという意見も附帯意見に入れる こととし、研究会等を立ち上げ、その中で検討していくこととする。

間違いなく高度な専門性になっているとは思うが、それを定量的に示すものは見当たらないということで、行政委員の報酬額については、据置きとする。

以上